

国立天文台運動場開放規則

平成20年10月 1 日

国天規則第54号

(趣旨)

第1条 国立天文台の屋外運動場（以下「運動場」という。）を台外の者に開放する場合の取扱いは、別の定めのある場合を除き、この規則の定めるところによる。

(条件)

第2条 運動場は、本台の業務及び職員の福利厚生に支障のない範囲で、使用期間が一時的であり、かつ営利を目的としない場合において、開放するものとする。

(開放日時)

第3条 運動場の開放日及び時間は、12月29日から1月3日までを除く土曜日、日曜日及び祝日の9時から17時まで（10月から3月の間は9時から16時まで）の範囲内とする。

2 使用時間は1時間単位とし、1回の使用は4時間以内とする。

(申請)

第4条 運動場を使用しようとする者は、別紙の運動場使用申込書を台長に提出し、使用の許可を得なければならない。

2 申込みの受付は、使用日前月の初日から15日までの間に行い、必要に応じて抽選を行う。

第5条 前条第1項により使用を許可された者は、別表に定めるところにより使用料を前納しなければならない。

2 使用料は第7条第二号において取り消された場合を除き還付しない。

(使用上の注意)

第6条 使用者は、別に定める「国立天文台運動場使用心得」（以下、「心得」という）を遵守しなければならない。

2 運動場の使用に当たっては、使用責任者を定め、使用者及びその他第三者に対する一切の責任は使用責任者が負うものとする。

3 使用者は、使用を許可された運動場を他の者に転貸してはならない。

(使用の停止)

第7条 台長は、次の各号の一に該当する場合には、使用許可を取り消すことができる。

一 申込書に虚偽の記載があったとき

二 使用許可後であっても、本台において緊急やむを得ない事由で使用する必

要が生じたとき

三 使用者が、使用中に本規則あるいは心得に違反したとき

四 天候等により運動場が使用できないとき

五 その他運動場の維持管理に重大な支障を及ぼす恐れがあるとき

(原状回復)

第8条 使用者は、運動場の使用を終了したとき、又は使用開始後に使用を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第9条 使用者は、故意又は過失により運動場又は他の国立天文台の設備等を破損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第10条 この規則及び心得に定めるもののほか、運動場の開放に関し必要な事項は、台長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年1月7日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年2月14日から施行し、平成26年4月1日以降の使用について適用する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

別表（第5条関係）

| | |
|------|--------------------|
| 使用料 | 700円（1時間当たり） |
| 納付期限 | 使用日の2週間前までに指定口座へ納付 |

別紙（第4条関係）

運動場使用申込書

年 月 日

運動場使用心得及び国立天文台運動場開放規則を承諾のうえ、下記のとおり申し込みます。

| | | |
|--------------------|--|------|
| 使用目的 及び使用 人数 | 使用目的 | 使用人数 |
| 使用日時 | 年 月 日 () 午前 時 分 ~ 午前 時 分 午後 時 分 ~ 午後 時 分 | |
| 使用責任者 (申請者) | 氏名 チーム名 住所 〒 連絡先 電話番号①: ※昼間の連絡先 電話番号②: 携帯電話番号: FAX: E-mail: | |
| 希望する 連絡方法 ※ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 書面郵送 ・ E-mail送信 ・ FAX送信 ・ 電話連絡 (電話番号① ② ・ 携帯電話) | |

※申込の結果を本台から連絡します。

(申込みにあたっての注意事項)

- 1 国立天文台の運動場は、規格に合った競技用の運動場ではありません。
- 2 申込の際に、スポーツ保険に加入していることが確認できる書類（保険加入依頼書控など）を添付してください。
- 3 原則として構内には車では入れません。ただし、事前に登録した車両につきましては2台まで許可します。使用申込の際に登録してください。

入構車両事前登録申請書

下記のとおり入構車両の事前登録を申請します。

| No. | 運転者名 | 車両番号 (ナンバープレート) | No. | 運転者名 | 車両番号 (ナンバープレート) |
|-----|------|-----------------|-----|------|-----------------|
| 1 | | | 2 | | |